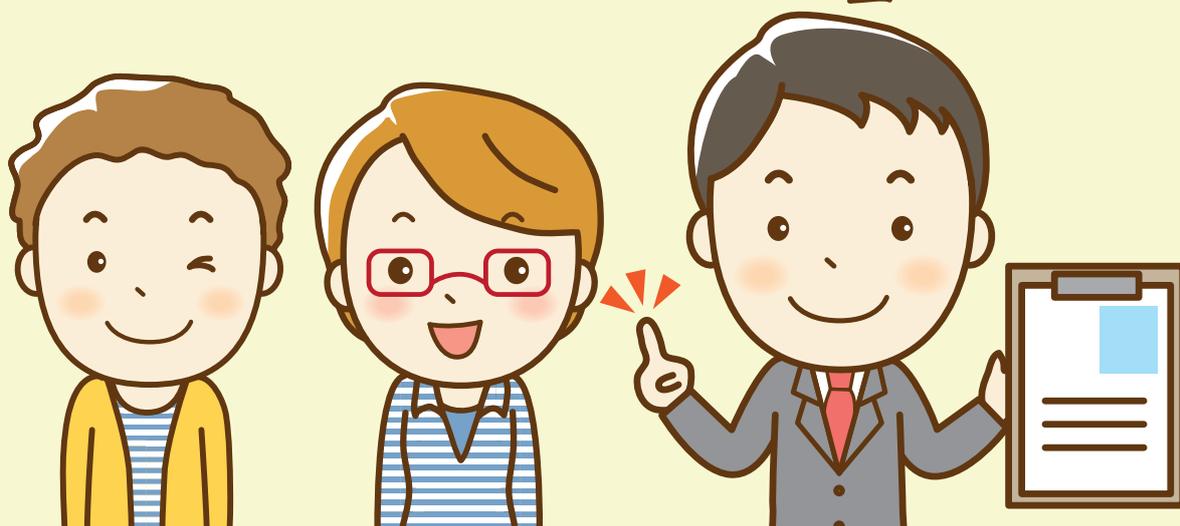


愛知県に住む外国人のみなさんへ

知って安心!

あなたの**未来**と**お金**の まるっとガイドブック



未来と今のお金について知りましょう

～ これからの人生で経験することと必要なお金の額

目次



P3

出産

費用：約 51 万円

公益財団法人国民健康保険中央会「出産費用 平成 28 年度」より



P4

教育

費用：約 1,048 万円

幼稚園～高校：公立 / 大学：私立の場合

文部科学省

「子供の学習費調査」（平成 30 年度）

「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」

「平成 29 年度私立大学入学者に係る初年度学生

納付金平均額（定員 1 人当たり）の調査結果について」



P5

住宅

費用：戸建 約 3,442 万円

住宅金融支援機構「2018 年度フラット 35 利用者調査」より



P6

年をとってからの生活費

費用：1 か月約 26 万円

総務省「家計調査年報（家計収支編）」

平成 30 年の家計の概要 第 9 表」より



P7

食事や風呂などの生活の手伝い

費用：1 か月約 17 万円

厚生労働省「平成 29 年度介護給付費実

態調査 表 5」より

※保険給付額、公費負担額及び利用者負担額の合計（平成 30 年審査分）



P8

亡くなったとき

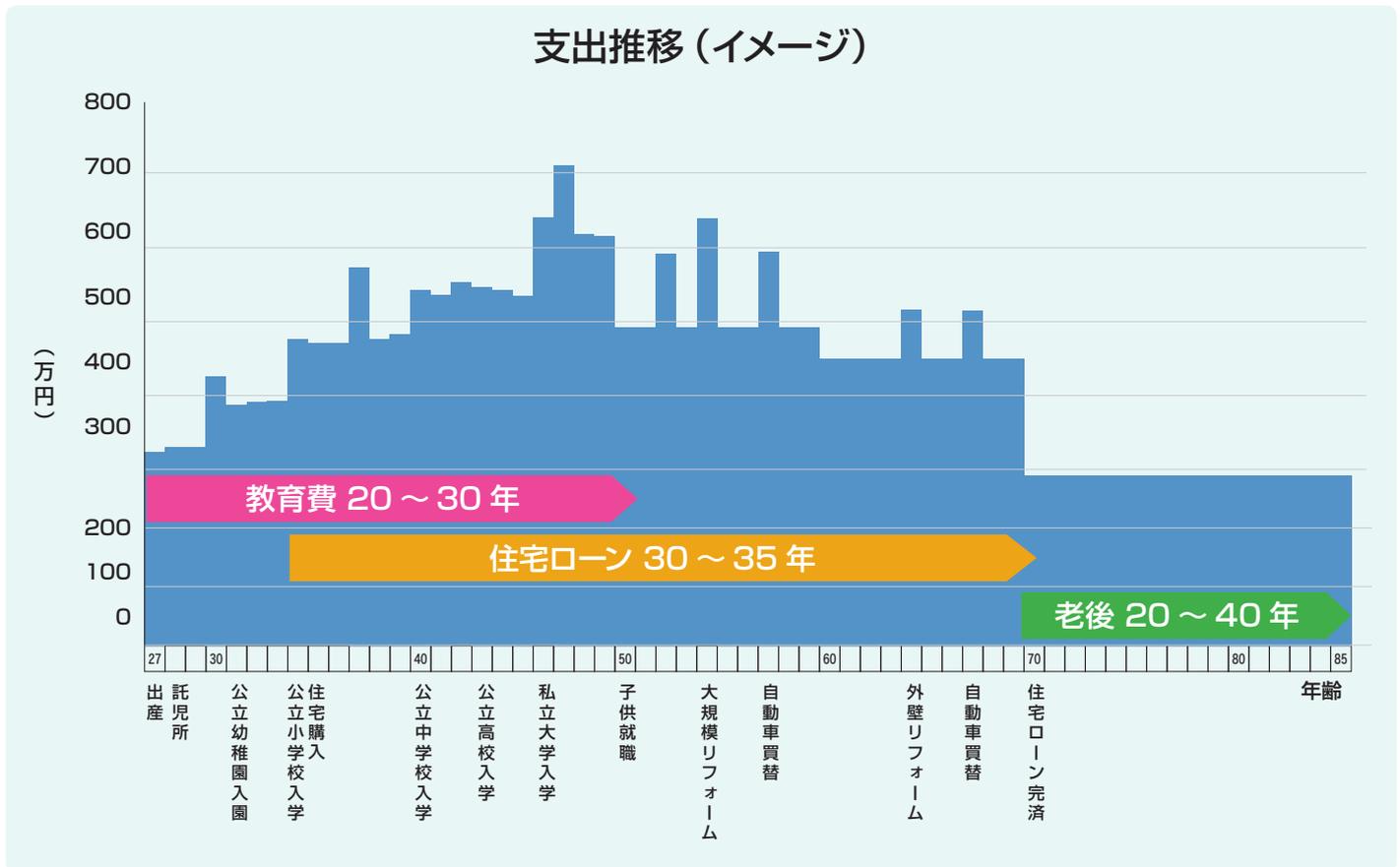
- ・葬儀
- ・相続

P9-10

問合せ・相談窓口

長い人生のうちには、楽しいことも困ったことも起こります。

そして、何かが起こるとたくさんのお金がかかります。



活用法・使い方

あなたが今一番関心のあるページから開いてみましょう。

分からないことや知りたいことがあったら、窓口紹介 (P9 ~ 10) に書いてあるところへ相談してみましょう。

日本で暮らすには、貯金と、健康保険 (P3)・年金 (P6)・介護保険 (P7) などの社会保険に入ることが大切です。



なぜライフプランが必要なの？

ライフプランとは、いろいろな夢や希望をかなえるために、人生全体の生活を考えて立てるプランのことです。

あなたはこの先、どんな人生にしたいですか？ かなえたい夢は何ですか？ そのためには、どれだけお金が必要ですか？

この冊子は、日本で安心して生活するために、必要なお金と役立つ情報を紹介しています。

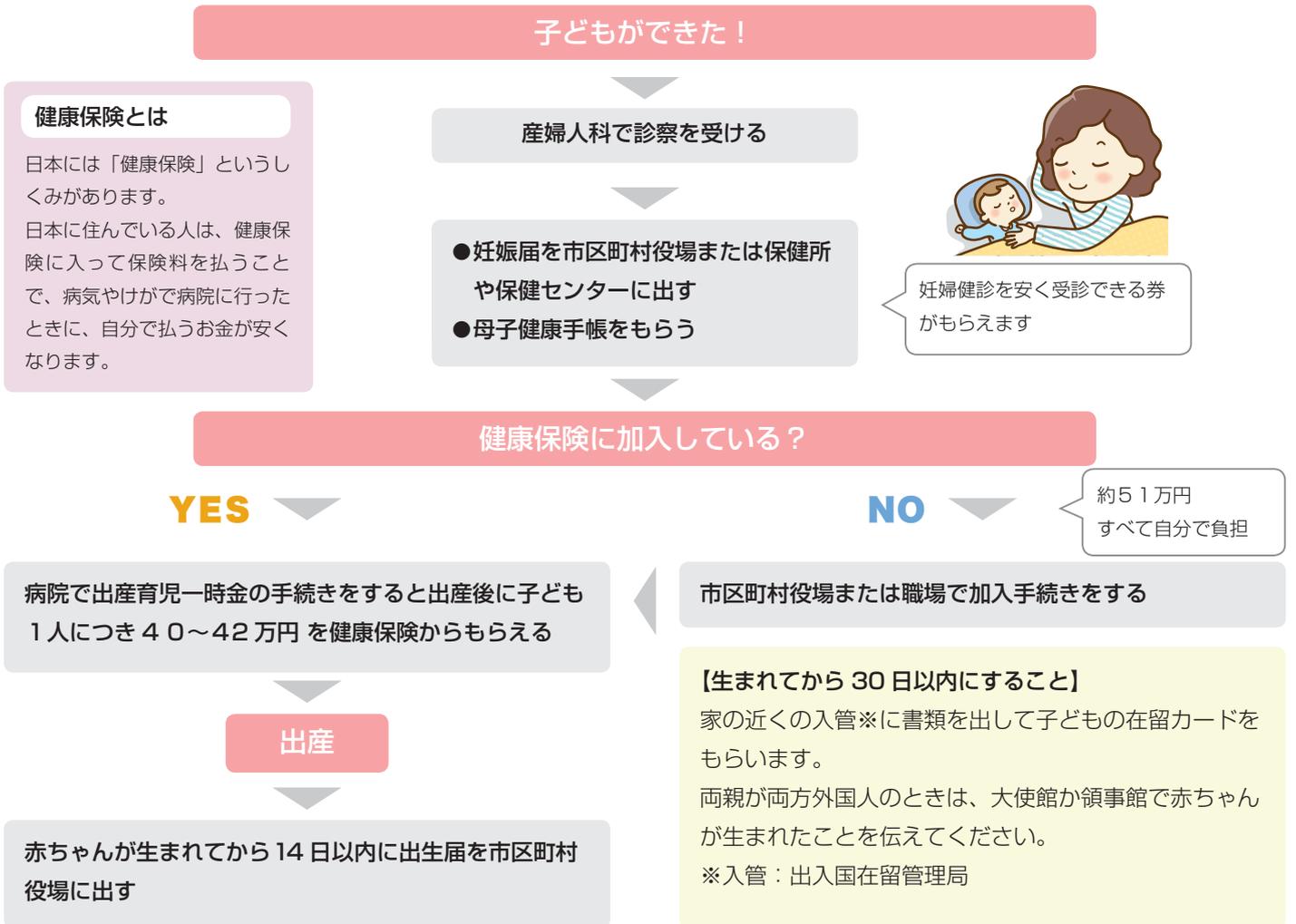
ライフプランを描きながら、自分や家族の将来について、具体的に考えてみましょう。

1 出産には、約51万円がかかります

病院で子ども1人を産んで退院するまで

公益財団法人国民健康保険中央会「出産費用 平成28年度」より

- 子どもを産んで育てるときに必要なお金と助けてくれる制度のことを知っておきましょう。



子育てに関する手当

手当・制度	内容								
児童手当	<p>中学生までの子どものいる家庭がもらえるお金です。(2019年現在)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>子どもの年齢</th> <th>もらえる金額(1人あたり1か月)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子どもが3歳になるまで</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳から12歳まで(小学校を卒業するまで)</td> <td>10,000円※</td> </tr> <tr> <td>12歳から15歳まで(中学校を卒業するまで)</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※18歳までの子どもが3人以上いる家庭は、3番目の子どもから15,000円ももらえます。日本で子どもを育てている人の収入が多いときは、1人1か月5,000円もらえます。</p>	子どもの年齢	もらえる金額(1人あたり1か月)	子どもが3歳になるまで	15,000円	3歳から12歳まで(小学校を卒業するまで)	10,000円※	12歳から15歳まで(中学校を卒業するまで)	10,000円
子どもの年齢	もらえる金額(1人あたり1か月)								
子どもが3歳になるまで	15,000円								
3歳から12歳まで(小学校を卒業するまで)	10,000円※								
12歳から15歳まで(中学校を卒業するまで)	10,000円								
児童扶養手当	親が1人しかいない家庭などがもらえるお金です。								
子ども医療費助成制度	市町村が子どもの医療費を払ってくれる制度です。								

詳しくは住んでいる市区町村役場へ問い合わせてください。

- 会社などで働いている人が、赤ちゃんを産むために仕事を休んだら、「出産手当金」がもらえます。赤ちゃんを育てるために仕事を休んだら、長いときは2年まで「育児休業給付金」がもらえます。会社で手続きをします。

【こちらも参考にしてください】

「あいちで子育てする外国人のみなさまへ あいち多文化子育てブック」(2018年3月発行)

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/kosodate-book.html>



幼稚園から高校まで公立、大学のみ私立の場合

- 子どもの進路に合わせた費用を準備しておきましょう。
- 進学のためのお金は、子どもが小さいときから貯金しましょう。
- お金が足りないときは、奨学金などを利用できます。
- 奨学金や教育ローンは借りるお金です。卒業後、返さなければいけません。よく考えて借りましょう。

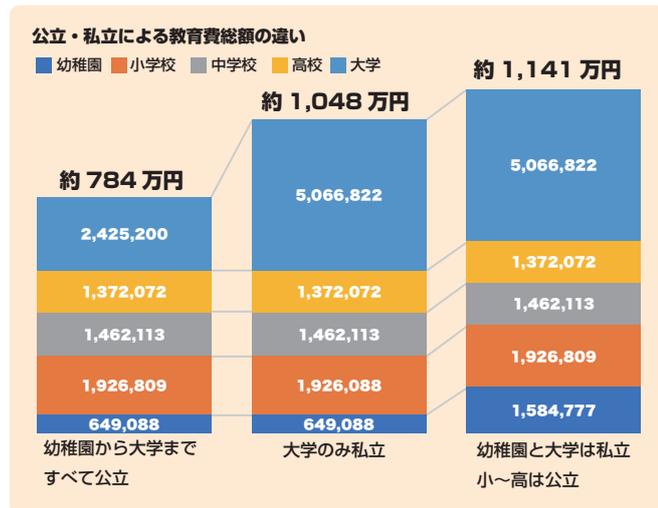


■ 幼稚園から大学までの教育費

	公立	私立
幼稚園	約 65 万円	約 158 万円
小学校	約 193 万円	約 959 万円
中学校	約 146 万円	約 422 万円
高等学校	約 137 万円	約 290 万円
大学	約 243 万円	約 507 万円

* 通学費や給食費、習い事や塾にかかるお金も含まず

文部科学省
「子供の学習費調査」(平成 30 年度)
「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」
「平成 29 年度私立大学入学者に係る初年度学生納付金平均額
(定員 1 人当たり) の調査結果について」



- 小学校に入る前に通うところは、幼稚園のほかに、保育園や認定こども園があります。
- 大学にかかる費用は、自宅から通えるか、公立か私立かによって、かなり差があります。
- 高校卒業後の進路は、4年制の大学のほかに、短期大学や専門学校などがあります。
- 大学の数は、公立より私立の方が多いです。

■ 進学のためのお金の補助・助成など

対象	補助・助成など
高等学校	<p>入学金・授業料の費用補助(返済義務なし) 親の収入によりもらえる金額が違います。</p> <p>奨学金(返済義務あり・利子なし) 進学先が公立か私立かによって、借りられる金額が違います。</p> <p>《申込先》 入学した学校に必要な書類を出します。奨学金は中学3年の時に予約することができます。 詳しくは、通っている学校又は愛知県へ問い合わせてください。</p>
大学・専門学校等	<p>奨学金 日本学生支援機構(JASSO) 給付型(返済義務なし)と貸与型(返済義務あり)があります。 他にもいろいろな団体の奨学金があります。詳しくは各団体に問い合わせてください。</p>
中学校卒業以上	<p>教育ローン 日本政策金融公庫の教育ローン(返済義務あり・利子あり) 他にもいろいろな金融機関の教育ローンがあります。</p>

愛知県の問合せ先 (P10)
公立高校: 愛知県教育委員会
私立高校: 愛知県私学振興室

※補助金等の制度は変更することがあります。最新の情報を確認してください。

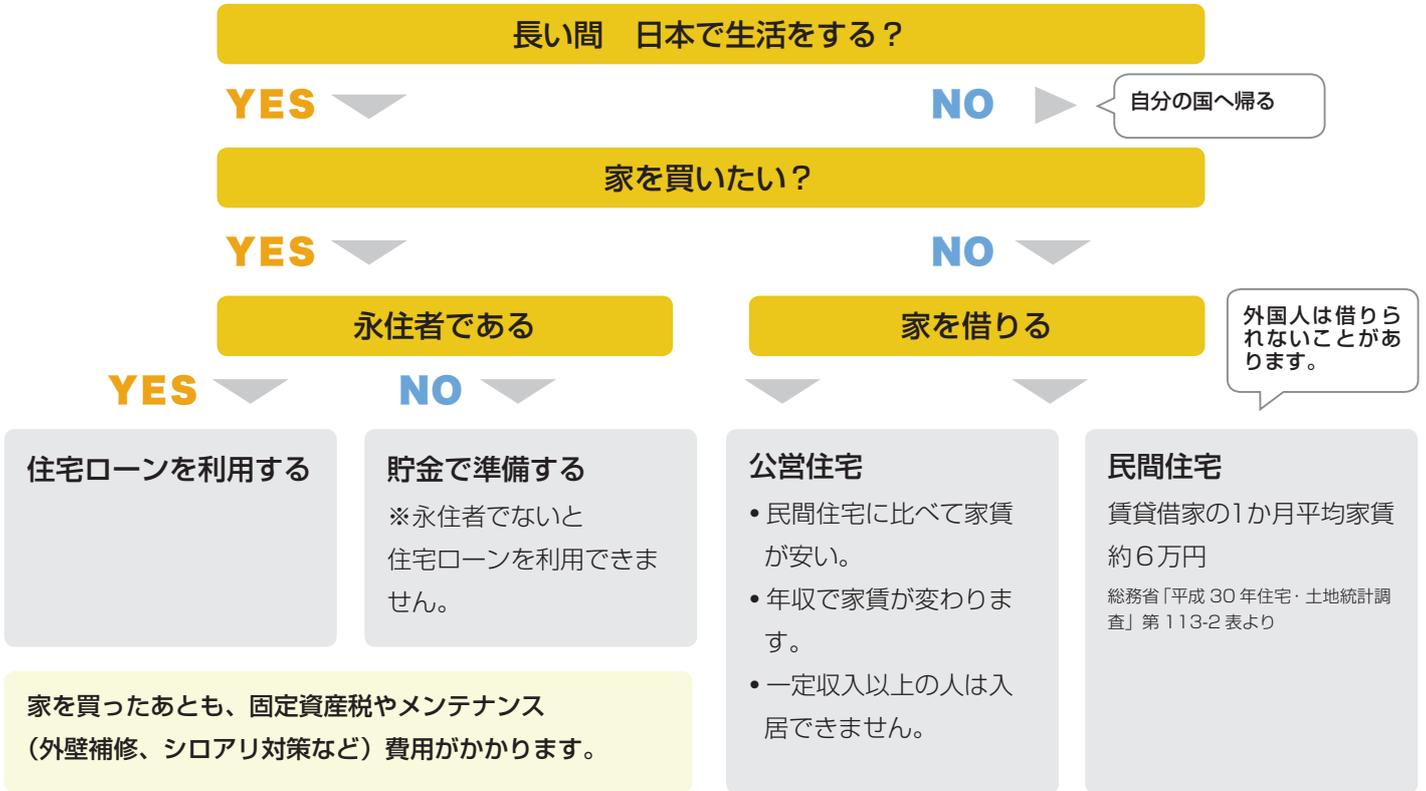


3 家を建てるには、約 3,442 万円 かかります

戸建住宅を買った人の平均価格
住宅金融支援機構「2018 年度フラット 35 利用者調査」より

- 住宅購入には、とても多くのお金が必要です。

自分や家族のこれからのことをよく考えて、いくらで買うのかを決めましょう。



住宅ローン（銀行などでお金を借りる）を利用するときの注意点

- よく考えて、返せる額を借りましょう。
- 金利の違いで、返すお金が大きく変わります。
- 頭金（はじめにまとめて払うお金）があると借りる額が少なくて済みます。なるべく貯金で用意しておきましょう。



貯金するには？

- お金を貯めるには、貯めたいお金を先に引いて、残りのお金を使うようにしましょう。
- 貯金専用の銀行口座を用意しましょう。

$$\text{収入} - \text{貯金} = \text{使えるお金}$$

住宅ローンの税金が安くなる制度など、家を買う人を応援する制度があります。
詳しいことは家を買うときに住宅会社の人や住宅ローンを借りる金融機関の人に聞いてください。

無職の高齢夫婦が生活のために必要な費用

総務省「家計調査年報（家計収支編）平成30年の家計の概要第9表」より

- 年をとって働けなくなってからの人生は長くなっています。
- 老後の生活費は、年金だけでは足りないことがあります。
- 働いているあいだに貯金をすることが大切です。

■ 年金とは

年金に入って保険料を払い続けた人は、年をとったときや、病気やけがで障害が出たときなどに、生活のためのお金をもらうことができます。

国の年金には、国民年金と厚生年金保険があります。

国民年金・厚生年金保険料を払っている？

YES ▼

年金をもらうためには10年以上
保険料を払う必要があります

NO ▼



退職後も日本で暮らす

退職後も日本で暮らす

YES ▼

NO ▼

YES ▼

NO ▼

老齢年金をもらう

老齢基礎年金の額：
1年間で780,100円
* 40年間保険料を払い
続けた場合
(2019年現在)

脱退一時金をもらう

保険料を6か月以上10年
未満の間払った人が日本
の住所をなくして自分の
国に帰るときは、お金を少
し返してもらうことがで
きます。

年金がもらえない

仕事を辞めたら収入があ
りません。

自分の国に帰る

など
* 年金保険料を10年以上払い
続けて自分の国に帰った場
合、日本の老齢年金をもら
える可能性があります。帰
る前に年金事務所へ相談し
ましょう。

老齢年金のイメージ

厚生年金保険 (仕事をしている間)

国民年金

年金をもらいます

▲ 20歳

▲ 60歳 ▲ 65歳

年金の種類	特徴
国民年金	20歳～60歳の間に保険料を払います。
厚生年金保険	仕事をしている70歳までの期間は保険料を払います。 * 働く会社や働き方によって変わります

※ 保険料を払った期間が10年に満たない場合は、国民年金は60歳～70歳の間、厚生年金は70歳以上でも仕事を続けていれば、年金をもらうために保険料を払い続けることができます。

■ 障害年金

年金保険料を払っていると、病気やケガで働けなくなった時に年金がもらえる場合があります。

年金事務所 で年金をもらうための手続きをします。年金手帳と身分証明書を持って行きましょう。

ねんきんダイヤル：0570-05-1165

ねんきんネット：https://www.nenkin.go.jp/n_net/index.html



5

介護サービスを利用するには、1か月あたり約17万円がかかります

介護保険受給者 1人あたり費用額

厚生労働省「平成29年度介護給付費実態調査表5」より ※保険給付額、公費負担額及び利用者負担額の合計（平成30年審査分）

- 自分や親が高齢になると、けがや病気で介護（毎日の生活の手伝い）が必要になる場合もあります。
- 介護サービスを利用するには、とてもお金がかかります。
- 費用は受けるサービスによってちがいます。

介護サービスの例

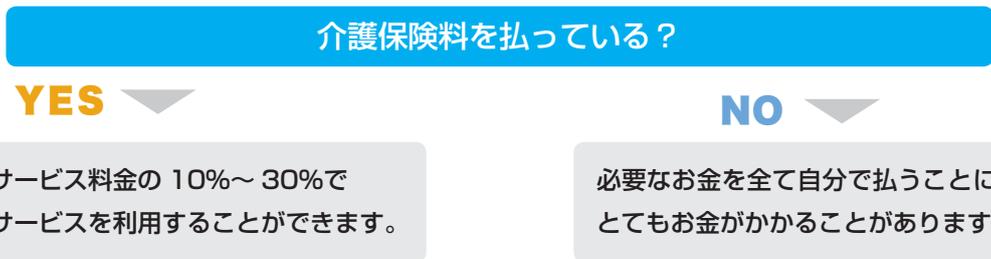


■ 介護保険とは

日本には、介護で必要なお金を社会全体で支える「介護保険」というしくみがあるため、40歳以上の人は介護保険料を払います。

	介護保険料の支払い方法	介護サービスを利用できる場合
65歳以上	年金でもらうお金から保険料を引く。	介護が必要と認められた場合
40歳～64歳	健康保険や年金のお金とっしょに払う。会社に勤めている人は、給料から引く。	特定の病気（末期がんや関節リウマチなど）により介護が必要と認められた場合

介護サービスの利用料金



介護サービスを利用するには

サービスが必要になったときには、まず住んでいる市区町村役場へ相談してください。専門のスタッフがあなたに必要な介護の程度を調べて、どのようなサービスを利用するかを決めます。

介護保険について知りたい場合や自分や家族が介護サービスを利用したい場合は下記の窓口へ

- 市区町村役場の担当窓口（「高齢福祉課」「介護保険課」など呼び方はさまざまです。）
- 地域包括支援センター（各市区町村に1つ以上あります。）

■ 葬儀

- 日本では、遺体を埋葬する場合には原則として火葬する必要があります。
- 自分や家族が亡くなった時、葬儀やお墓をどうするかを考えて、手続きの方法や費用について調べておきましょう。

葬儀・埋葬の種類	必要な書類など	アドバイス
火葬・埋葬	<ul style="list-style-type: none"> ● 死亡診断書（死体検案書） ※病院の医師に書いてもらいます。 ● 火葬・埋葬許可証 ※死亡診断書を市区町村役場に出すともらえます。 	<p>手続きは、葬儀会社に頼んで代行してもらうことができます。</p> <p>葬儀のお金は、生きている間に何社かから見積もりをとっておくとよいでしょう。</p>
土葬	<ul style="list-style-type: none"> ● 土葬許可証 ※市区町村役場でもらいます。 	土葬に対応してくれる教会などに相談しましょう。
自分の国（母国）で葬儀・埋葬する	<ul style="list-style-type: none"> ● 手続きは母国に確認してください。 ● 遺体の母国輸送サービスを利用する必要があります。費用は輸送先などによって変わりますが、150万円以上かかる場合があります。 	

- 家族や一緒に住んでいる人が亡くなったら、そのことを知った日から7日以内に市区町村役場に「死亡届」を出します。
- 家族や知人が亡くなり埋葬（火葬）や葬儀を行ったときは、健康保険（p3）から「埋葬料（または葬祭費）」としてお金がもらえます。お金をもらう手続やもらえるお金の金額は、職場または市区町村役場へ問い合わせてください。
- 在留カードは死後14日以内に入管に返してください。

■ 相続

死後の財産をどうするか、家族と相談し、事前に整理しておきましょう。

① 日本で家族が亡くなったら、下記に届け出て支払い等を止めましょう

- 金融機関（故人の使用していた口座のある銀行）
- 年金事務所（年金支給停止の手続き）
- 電気・ガス・水道・電話・賃貸住宅の解約手続き（必要な場合のみ）

② 亡くなった家族の財産を受け取る手続きをしましょう

- 亡くなった人名義の財産（金融機関にある預貯金等）を受け取るには手続きが必要です。
手続きができるのは亡くなった人の相続人（家族など）です。手続き方法は金融機関の窓口で相談してください。
- 多くの財産（土地、貯金など）を相続した場合は、相続税を納めなければなりません。
心配な場合は生きている間に税理士に相談しておくとい良いでしょう。

母国に住んでいる両親が亡くなり、その財産を相続した場合

まずは母国の相続手続き（相続税法など）を確認してください。

母国の税理士などに相談しておくとい良いでしょう。

問合せ窓口

■ 市区町村役場の連絡先

住民に向けて、様々な制度やサービスを幅広く行っているところです。

電話をしたら、どのような用件かを伝えて、担当の人に電話をつないでもらいましょう。

市区町村名	電話番号	市町村名	電話番号	
名古屋市 (Nagoya-shi)	千種区 (Chikusa-ku)	052-762-3111	新城市 (Shinshiro-shi)	0536-23-1111
	東区 (Higashi-ku)	052-935-2271	東海市 (Tokai-shi)	052-603-2211
	北区 (Kita-ku)	052-911-3131	大府市 (Obu-shi)	0562-47-2111
	西区 (Nishi-ku)	052-521-5311	知多市 (Chita-shi)	0562-33-3151
	中村区 (Nakamura-ku)	052-451-1241	知立市 (Chiryu-shi)	0566-83-1111
	中区 (Naka-ku)	052-241-3601	尾張旭市 (Owariasahi-shi)	0561-53-2111
	昭和区 (Showa-ku)	052-731-1511	高浜市 (Tatahama-shi)	0566-52-1111
	瑞穂区 (Mizuho-ku)	052-841-1521	岩倉市 (Iwakura-shi)	0587-66-1111
	熱田区 (Atsuta-ku)	052-681-1431	豊明市 (Toyoake-shi)	0562-92-1111
	中川区 (Nakagawa-ku)	052-362-1111	日進市 (Nisshin-shi)	0561-73-7111
	港区 (Minato-ku)	052-651-3251	田原市 (Tahara-shi)	0531-22-1111
	南区 (Minami-ku)	052-811-5161	愛西市 (Aisai-shi)	0567-26-8111
	守山区 (Moriyama-ku)	052-793-3434	清須市 (Kiyosu-shi)	052-400-2911
	緑区 (Midori-ku)	052-621-2111	北名古屋市 (Kitanagoya-shi)	0568-22-1111
	名東区 (Meitou-ku)	052-773-1111	弥富市 (Yatomi-shi)	0567-65-1111
天白区 (Tenpaku-ku)	052-803-1111	みよし市 (Miyoshi-shi)	0561-32-2111	
豊橋市 (Toyohashi-shi)	0532-51-2111	あま市 (Ama-shi)	052-444-1001	
岡崎市 (Okazaki-shi)	0564-23-6000	長久手市 (Nagakute-shi)	0561-63-1111	
一宮市 (Ichinomiya-shi)	0586-28-8100	東郷町 (Togo-cho)	0561-38-3111	
瀬戸市 (Seto-shi)	0561-82-7111	豊山町 (Toyoyama-cho)	0568-28-0001	
半田市 (Handa-shi)	0569-21-3111	大口町 (Oguchi-cho)	0587-95-1111	
春日井市 (Kasugai-shi)	0568-81-5111	扶桑町 (Huso-cho)	0587-93-1111	
豊川市 (Toyokawa-shi)	0533-89-2111	大治町 (Oharu-cho)	052-444-2711	
津島市 (Tsushima-shi)	0567-24-1111	蟹江町 (Kanie-cho)	0567-95-1111	
碧南市 (Hekinan-shi)	0566-41-3311	飛島村 (Tobishima-mura)	0567-52-1231	
刈谷市 (Kariya-shi)	0566-23-1111	阿久比町 (Agui-cho)	0569-48-1111	
豊田市 (Toyota-shi)	0565-31-1212	東浦町 (Higashiura-cho)	0562-83-3111	
安城市 (Anjo-shi)	0566-71-2299	南知多町 (Minamichita-cho)	0569-65-0711	
西尾市 (Nishio-shi)	0563-56-2111	美浜町 (Mihama-cho)	0569-82-1111	
蒲郡市 (Gamagori-shi)	0533-66-1111	武豊町 (Taketoyo-cho)	0569-72-1111	
犬山市 (Inuyama-shi)	0568-61-1800	幸田町 (Kota-cho)	0564-62-1111	
常滑市 (Tokoname-shi)	0569-35-5111	設楽町 (Shitara-cho)	0536-62-0511	
江南市 (Konan-shi)	0587-54-1111	東栄町 (Toei-cho)	0536-76-0501	
小牧市 (Komaki-shi)	0568-72-2101	豊根村 (Toyone-mura)	0536-85-1311	
稲沢市 (Inazawa-shi)	0587-32-1111			

■ 在留手続きについて

名古屋出入国在留管理局

電話	052-559-2150 (代表)
URL	http://www.immi-moj.go.jp/soshiki/kikou/nagoya.html
相談窓口	外国人在留総合インフォメーションセンター ●窓口相談 月～金 (名古屋出入国在留管理局内) ●電話相談 0570 - 013904 (全国共通) 月～金 8:30～17:15 03 - 5796 - 7112 (IP、PHS、外国から)



■ 【教育】愛知県の高等学校の補助・助成について

愛知県教育委員会	(授業料について) 財務施設課 管理グループ 電話 052-954-6763 (奨学金について) 高等学校教育課 奨学グループ 電話 052-954-6785
愛知県 私学振興室 助成グループ	電話 052-954-6187

■ 【介護・年金など】介護保険・高齢者福祉ガイドブック (日本語)

高齢者に関する情報を幅広く紹介しています。愛知県が毎年度発行しています。
関係機関一覧もあります。

<https://www.pref.aichi.jp/korei/guide/>



■ 相談窓口

あいち多文化共生センター (公益財団法人愛知県国際交流協会 Aichi International Association:AIA)

電話	052-961-7902
受付日時	月～土 10:00～18:00
詳細	一般相談 (ソーシャルワーカーによる相談) 対応言語: ※① ※言語によって相談できる曜日・時間がちがいます。 ○テレビ電話等による対応 月～土 対応言語: ※② 専門相談 (専門家による相談) (電話予約が必要です) ○外国人県民のための弁護士相談 対応言語: ※③ ○労働・在留関係・消費生活関係の専門家による相談 くわしくは、AIAのホームページで確認してください。 http://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/sodancorner.html



① 日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン/タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語

② ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン/タガログ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、ミャンマー語、韓国語

③ ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン/タガログ語

公益財団法人名古屋国際センター情報カウンター (Nagoya International Center : N I C)

電話	052-581-0100
受付日時	火～日 9:00～19:00
詳細	対応言語: 日本語、英語、中国語、ハンガール、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、ベトナム語、ネパール語 ※言語・内容によって相談できる曜日・時間がちがいます。 ★専門家からの助言が必要な相談にも対応しています。 ○外国人行政相談 ○外国人法律相談 (予約制) ○海外児童生徒教育相談 (予約制) くわしくは、NICのホームページで確認してください。 https://www.nic-nagoya.or.jp/



※対応状況は2020年2月現在の内容です

■ 参考資料

愛知生活便利帳 (公益財団法人愛知県国際交流協会 発行)

外国人県民がこの地域で生活するのに役立つ情報を集めた冊子です。

在留手続きや保険、医療、教育、仕事、税金、様々な分野の相談窓口などを紹介しています。

作成言語: 日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語

<http://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/benricho/index.html>



知って安心！ あなたの未来とお金のまるっとガイドブック

2020年2月

【発行】

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6138（ダイヤルイン）

E-mail tabunka@pref.aichi.lg.jp

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/>

<https://www.facebook.com/Aichitabunkakyouseinet>

【編集】

特定非営利活動法人フロンティアとよはし

※この冊子は、一般財団法人自治体国際化協会の助成事業により作成されました



あいち多文化共生ネット



facebook